

健生発 0322 第 10 号
5 輸国第 4848 号
令和 6 年 3 月 22 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

我が国からベトナム向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 VN-S1「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」及び別紙 VN-S1-1「ベトナム向け輸出水産食品の各空港における衛生証明書の発行手続について」に基づき取り扱われているところです。

今般、ベトナム当局との協議の結果、活水産動物の輸出については、別途定める衛生証明書を添付することにより輸出が可能となったことを踏まえ、手続規程について別添のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。